

秋田おばこ農業協同組合

## マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

秋田おばこ農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業実施について、マネー・ローンダリング、テロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下「マネー・ローンダリング等」といいます。）の防止に取り組みます。併せて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「政府指針」といいます。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

### 1 運営等

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備する。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図る。

### 2 マネー・ローンダリング等の防止

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った提言措置を講じる。

### 3 反社会的勢力等との決別

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶する。

### 4 組織的な対応

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動する。

### 5 外部専門機関との連携

当組合は、警察、暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決する。

以上

## 附 則

この方針は、平成22年10月1日から施行する。

この方針の改正は、平成25年12月27日から施行する。

この方針の改正は、平成31年1月29日から施行する。